

交通安全協会 よなご

令和元年度第1号
発行
(一財)鳥取県交通安全協会
米子地区協会
米子市上福原1266-4
TEL33-6700 Fax33-6775

1 交通安全協会の活動

(1) 交通安全広報活動

- ☆春・夏・秋・年末の交通安全運動時の広報
- ☆子どもと高齢者の自転車大会の開催
- ☆二輪車安全運転大会の開催
- ☆飲酒運転の根絶活動(ハンドルキーパー運動)



(2) 子どもと高齢者を守る活動

- ☆新入学児童への交通安全用品の贈呈
- ☆反射材用品の配布と活用指導
- ☆通学路での誘導活動



(3) 交通安全教育活動

- ☆地域・学校で自転車教室の開催
- ☆交通安全講習会の開催



2 会費

会費は年500円で、納入していただく金額は、免許証の有効期限に応じて次のとおりです。(更新手数料とは別になります。)

会費は上記の活動等に使用しています。皆様のご協力をお願いします。

免許証有効期限	会費
3年	1,500円
5年	2,500円

会員特典

- ☆チャイルドシートの短期無料貸出
- ☆交通安全DVDの無料貸出
- ☆ご加入時に免許証ケース等グッズの贈呈
- ☆協賛店(県内約170店)で各種特典・割引

3 道路交通法の一部改正(施行:令和元年12月1日)

主な改正点

◎ 携帯電話使用等に関する罰則の強化等



☆ 交通の危険(交通事故等)を生じさせた場合

現 在		⇒	改 正 後	
罰 則	3月以下の懲役 または5万円以下の罰金		1年以下の懲役 または30万円以下の罰金	罰 則
違反点	2点	6点	違反点	
反則金	12,000円(大型) 9,000円(普通) 7,000円(二輪) 6,000円(原付)	交通反則通告制度の適用外		

☆ 走行中、携帯電話等を手に持って通話したり、注視した場合

現 在		⇒	改 正 後	
罰 則	5万円以下の罰金		6月以下の懲役 または10万円以下の罰金	罰 則
違反点	1点	3点	違反点	
反則金	7,000円(大型) 6,000円(普通) 6,000円(二輪) 5,000円(原付)	25,000円(大型) 18,000円(普通) 15,000円(二輪) 12,000円(原付)	反則金	

注「大型」には、中型、準中型自動車が含まれます。